

**今回のテーマ： 2009年3月期決算申告**

2009年3月決算で適用できる主な特別税額控除の概要は、つぎのとおりです。

**主な特別税額控除**

制度名	適用法人	内 容
機械等取得の特別控除	「中小企業者」のうち、資本金の額が3,000万円以下の法人等	新品の機械及び装置（@160万円以上）、電子計算機及び一定のデジタル複合機（計120万円以上）、一定のソフトウェア（計70万円以上）を取得した場合に、取得価額の7%を法人税額から控除する。
教育訓練費の特別控除	青色申告法人のうち、「中小企業者」に該当する法人等	損金の額に算入された「教育訓練費の額」の8%～12%を法人税額から控除する。教育訓練費が労務費の0.15%以上である場合に適用有り。（教育訓練費とは、外部講師料、外部研修委託費など従業員の職務遂行に必要な技術や知識を習得させるために支出する費用）
研究開発税制	青色申告法人のうち、「中小企業者」に該当するものなど(その他試験研究増加法人、産学協同研究法人なども対象)	損金の額に算入される「試験研究費」の12%、増加試験研究費の5%などを法人税額から控除する。（試験研究費とは、製品等の製造や技術の改良、考案や発明のために要する原材料費や人件費、経費等）
情報基盤強化設備等取得の特別控除	青色申告法人	「情報基盤強化設備等」の取得価額に70%を乗じて計算した金額の10%相当額を法人税額から控除する。（情報基盤強化設備とは、サーバー用システムや一定のソフトウェアで、ISO等の一定の規格及び一定の金額基準を満たしているもの）
エネルギー需給構造改革推進設備等取得の特別控除	青色申告法人のうち、「中小企業者」に該当する法人等	「エネルギー需給構造改革推進設備等」の取得価額の7%を法人税の額から控除する。（エネルギー需給構造改革推進設備とは、省エネ効果のある照明や電気等の設備、機械装置等で一定の要件を満たすもの）

\* 「中小企業者」とは、資本金の額が1億円以下で、資本金1億円超の会社の子会社でないものをいいます。

**お見逃しなく！**

1. 損金経理などの要件がありますが、つぎの事項の検討も必要です。

- ・ 資産の評価損の計上 …… 棚卸資産、有価証券など、評価損の計上が税務上也認められるケースがあります。
- ・ 貸倒損失の計上 …… 回収が1年以上滞っている売掛債権等が期末に残っている場合など

2. 欠損金の繰戻し還付制度の復活

平成21年度税制改正により、資本金1億円以下の青色申告法人は適用可能となっています。